

平成30年11月30日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 古谷 武美  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(平成30年10月分)について

平成30年10月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

## 事務処理誤り等（平成30年10月分）について

別添

### I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

### II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

#### 1 平成30年10月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが74件、平成29年度が55件、平成28年度が6件、平成27年度が5件、平成26年度が3件、平成25年度以前が46件、合計189件(市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた30件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な162件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

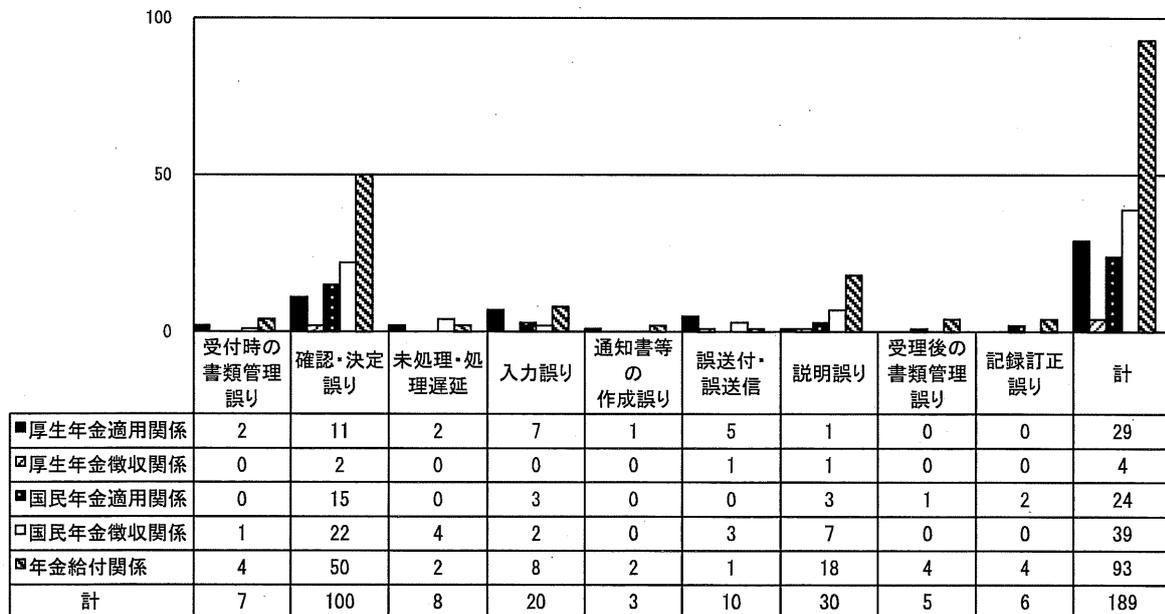
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	35(2)	1	0	2	3	3	2	3(1)	5(1)	6	55(19)	74(22)	189(45)
割合	18.5%	0.5%	0.0%	1.1%	1.6%	1.6%	1.1%	1.6%	2.6%	3.2%	29.1%	39.1%	100.0%

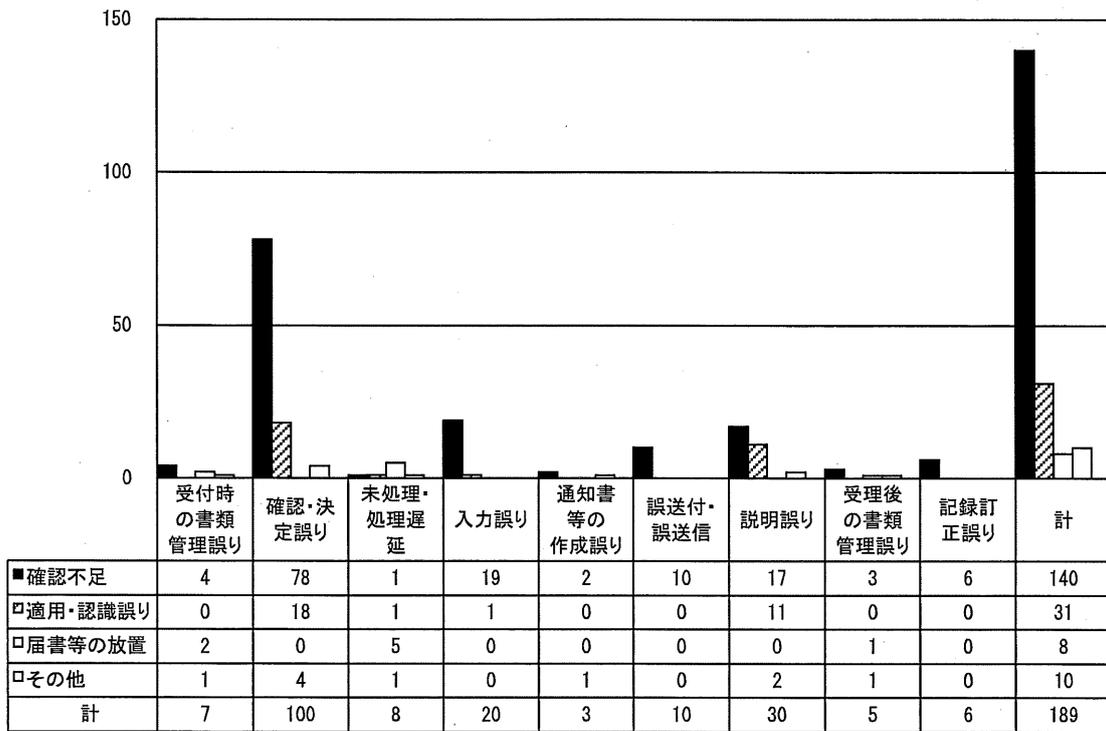
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

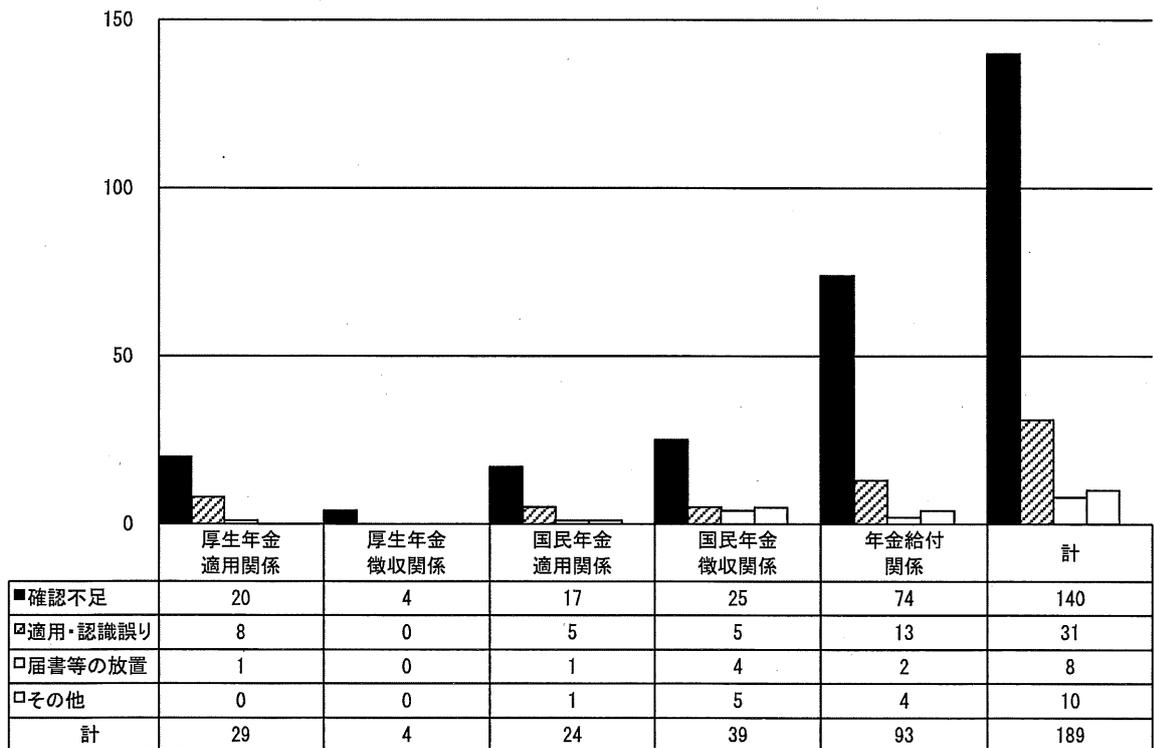
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



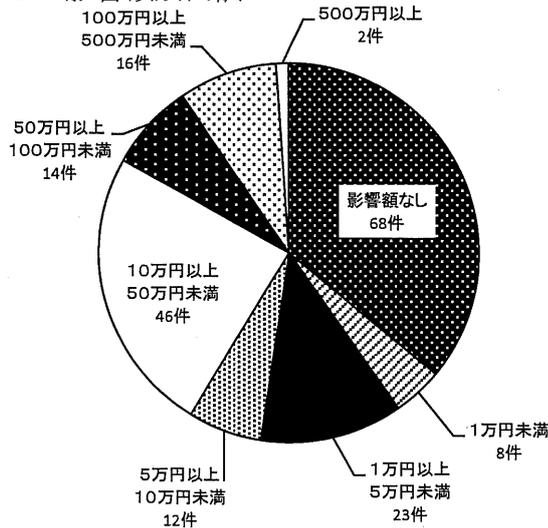
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

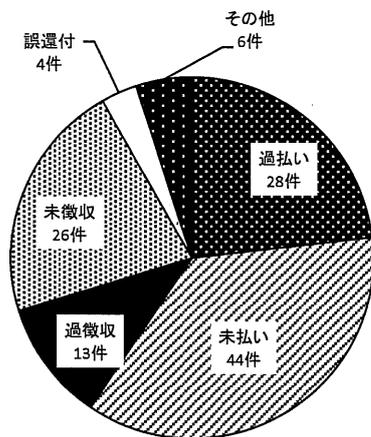


### 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		14	2	10	11	31	68
1万円未満		0	1	2	5	0	8
1万円以上 5万円未満		1	0	5	7	10	23
5万円以上 10万円未満		0	0	1	1	10	12
10万円以上 50万円未満		5	1	3	11	26	46
50万円以上 100万円未満		5	0	1	2	6	14
100万円以上 500万円未満		4	0	1	2	9	16
500万円以上		0	0	1	0	1	2
計		29	4	24	39	93	189

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	28件	16,629,876	593,924
未払い	44件	33,147,945	753,362
過徴収	13件	1,823,144	140,241
未徴収	26件	14,068,309	541,088
誤還付	4件	1,977,216	494,304
その他	6件	17,290,883	2,881,813
計	121件	84,937,373	701,961

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	1件	2,325,074円
過払いと未徴収	1件	2,013,132円
未払いと過徴収	2件	11,110,225円
過徴収と未徴収	2件	1,842,452円

### 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	99件	52.4%
外部	90件	47.6%
計	189件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2007年4月1日	遺族厚生年金の支給停止額誤り	122名	その他	12,269,480

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年11月30日時点の対応状況は以下のとおりです。

#### (1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,996人 (604.2億円)
- ・支払いが完了していない方 967人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

#### (2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年11月支払 78人 (0.5億円)

(参考：平成30年2月から平成30年11月までの累計 23,720人 (135.5億円))

#### (3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年11月支払 12人 (0.2億円)

(参考：平成30年1月から平成30年11月までの累計 45人 (0.6億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

### Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年11月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	686件	3.9億円	686件	3.9億円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	127件	2,393万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	543件	3,734万円	1,186件	8,463万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	85件	359万円	19,020件	7.7億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	4件	1,309万円	201件	7.5億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	3,327件	1,320万円	6,137件	3,577万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等(平成30年6月分)について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等一覧に記載の事項です。

## ○日本年金機構の平成30年10月分の事務処理誤り一覧(1～23ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1～25
2. 厚生年金徴収関係	.....	5P	整理番号 26～29
3. 国民年金適用関係	.....	6P	整理番号 30～47
4. 国民年金徴収関係	.....	9P	整理番号 48～77
5. 年金給付関係	.....	13P	整理番号 78～162

## ○システム事故等一覧(24ページ)

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(25ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2017年 3月27日	2018年 3月29日	○他の年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2		入力誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 5月9日	2018年 9月7日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に報酬月額の入力を誤ったため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対して入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	1,134,660
3			神奈川	事務センター	2018年 8月8日	2018年 8月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に事業所整理記号を誤って入力したため、保険料に未徴収と過徴収が生じていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上、説明しました。未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	その他	293,722
4			静岡	静岡	2018年 1月4日	2018年 1月19日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に資格取得年月日の入力を誤ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	47,616
5	資格喪失届の誤り	入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 5月18日	2018年 8月16日	○お客様から問合せがあり、被保険者資格喪失届の処理時に喪失原因の入力を誤ったため、年金に未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	408,738
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	2017年 9月1日	2018年 7月12日	○事業所からの問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定していたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様に説明の上お詫びしました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金は返納処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	2,013,132
7	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 8月13日	2018年 8月14日	○内部点検により、退職者にかかる賞与支払届の処理時に確認が不足し、処理後の資格喪失届の再入力が入ったため保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格喪失者にかかる届書の処理を行う際の手順を再確認するとともに、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	114事業所	過徴収	252,442
8			東京	東京広域 事務センター	2017年 8月10日	2018年 5月29日	○事業所からの問合せがあり、賞与支払届を処理する際の確認が不足し、入力処理が完了していなかったことに気付かず、処理を行っていないため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、処理時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	4,547,948

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2018年 9月12日	2018年 9月21日	○事業所から問合せがあり、退職者にかかる賞与支払届の処理時に確認が不足し、処理後の資格喪失届の再入力が入力漏れのため誤った保険料額の納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上、説明しました。訂正処理を行い、正しい保険料額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、資格喪失者にかかる届書の処理を行う際の手順を再確認するとともに、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	埼玉広域事務センター	2018年 4月頃	2018年 6月11日	○機構本部から連絡があり、被扶養者(異動)届の処理時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックの徹底、システムでの事後確認による再発防止を図りました。	9事業所	なし	0
11			東京都	東京広域事務センター	2018年 6月11日	2018年 6月28日		121事業所	なし	0
12	70歳以上被用者関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	事務センター	2018年 9月6日	2018年 9月25日	○事業所から問合せがあり、記録の確認不足により、既に被保険者となっている方の70歳以上被用者該当届処理時に誤って資格取得処理を行ったため、保険料を二重で請求していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。資格取消処理を行い、正しい保険料額の納付書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13		入力誤り	神奈川県	事務センター	2018年 1月19日	2018年 8月28日	○内部点検により、70歳以上被用者月額変更届を処理時に確認が不足し、報酬月額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	980,439
14	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	富山県	砺波	2018年 6月20日	2018年 10月10日	○事務センターから連絡があり、70歳以上の二以上勤務被保険者にかかる資格喪失届を処理する際の確認が不足し、入力方法を誤ったため、年金の調整が正しく行われず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順を再確認し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	415,404
15			富山県	砺波	2018年 3月1日	2018年 6月14日		○お客様から問合せがあり、二以上勤務被保険者にかかる資格喪失届を処理する際の確認が不足し、入力方法を誤ったため、年金の調整が正しく行われず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上勤務被保険者にかかる事務処理手順を再確認し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い
16	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	静岡県	静岡	2017年 6月頃	2017年 11月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、賞与支払届等の処理後の確認不足により、決定通知書が未送付となっていたことが判明しました。 ●担当者においてそれぞれの社会保険労務士又は事業所へお詫びの上決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成にかかる事務処理手順を再確認し、審査後の確認を徹底するよう周知しました。	141事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	厚生年金適用関係届書の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2018年8月8日	2018年8月27日	○年金事務所から連絡があり、被保険者資格取得時報酬訂正届の処理時に入力を誤ったため、年金の計算が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所およびそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金は返納処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	7名	過払い	629,484
18		説明誤り	東京	港	2018年5月31日	2018年6月28日	○事業所から問合せがあり、保険料還付金の支払日の確認不足から誤った支払日を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料還付の相談の際には、支払日の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
19	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	島根	松江	2018年9月20日	2018年9月20日	○内部点検により、事業所名称の確認が不足し、事業所にお渡しした書類に事業所名を誤って記入していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。誤ってお渡しした書類を回収し、正しい書類をお渡ししました。 ●担当部署において、書類をお渡しする際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
20	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	東京	東京広域事務センター	2018年6月18日	2018年6月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者において封入封緘時の確認が不足し、誤って別の事業所の算定基礎届総括表を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届総括表を回収し、正しい算定基礎届総括表を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	3事業所	なし	0
21			愛知	名古屋広域事務センター	2018年6月22日	2018年6月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者において封入封緘時の確認が不足し、他の事業所の賞与支払届総括表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届総括表を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	7事業所	なし	0
22			茨城	水戸南	2018年9月頃	2018年9月18日	○事業所から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他の事業所の二以上事業所勤務被保険者にかかる標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した二以上事業所勤務被保険者にかかる標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
23	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	京都	事務センター	2018年4月18日	2018年5月10日	○事業所から問合せがあり、委託業者が受付時に書類の管理を誤り受付処理を漏らしていたため、資格取得届の処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付時の書類管理を徹底するよう指示しました。	1事業所	なし	0
24			東京	東京広域事務センター	2018年6月15日	2018年8月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が書類の受付時に書類の管理を誤り受付処理を漏らしたため、資格取得届等の処理が遅れ、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、受付時の書類管理を徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	900,046

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	茨城	水戸南	2018年 5月11日	2018年 9月10日	<p>○内部点検により、担当部署間で書類の回付が漏れたため、高齢任意加入者の保険料納入告知を行っていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、保険料納入告知事務時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	345,774

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	福岡	博多	2017年 10月26日	2018年 1月8日	<p>○内部点検により、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録時に確認が不足し、誤った額で保険料登録を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。</p> <p>●担当部署において、保険料登録処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	過徴収	336
27	保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	東京	千代田	2018年 8月3日	2018年 10月1日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料還付請求書を作成する際に確認が不足し、誤った金額で作成していたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤還付となった保険料の返納処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、保険料還付請求書作成時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	誤還付	132,396
28	厚生年金徴収関係の誤り	説明誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 10月4日	2018年 10月4日	<p>○担当部署で確認したところ、電話対応時の相手方の確認不足から、他の事業所の滞納状況を説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、お客様対応時の相手方の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0
29	厚生年金徴収関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	兵庫	西宮	2018年 8月21日	2018年 8月22日	<p>○事業所から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他の事業所の増減内訳書を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が、それぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した増減内訳書を回収し、本来送付すべき事業所へ送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2事業所	なし	0

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
30	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2018年 4月10日	2018年 6月6日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届の処理時に前納希望の確認が不足し、誤ったスケジュールで処理を行ったため、納付期限までに納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、資格取得届を処理する際の前納希望の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過徴収	1,100
31		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2018年 8月1日	2018年 8月30日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の入力を誤ったため、誤った住所を登録していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
32		記録訂正誤り	静岡	静岡	1993年 9月1日	2018年 7月26日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を受理する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により届書を受付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、届書受付時の本人確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
33			大阪	福島	2008年 11月7日	2017年 3月30日		2名	なし	0
34	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	三重	伊勢	2018年 5月11日	2018年 6月18日	<p>○お客様から問合せがあり、市町村において、資格記録の確認不足により、本来必要のない国民年金資格喪失届を処理していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、届書を受付する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0
35			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 6月21日	2018年 8月30日		<p>○お客様から問合せがあり、市町村において、資格記録の確認不足により、本来必要のない国民年金資格喪失届を処理したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。</p> <p>●市町村に対し、届書を受付する際の資格記録の確認を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	誤還付
36	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1963年 8月1日	2018年 4月19日	<p>○高齢年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足のため、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
37			群馬	渋川	1978年 2月3日	2018年 3月26日		1名	なし	0
38			東京	北	2010年 7月28日	2018年 1月10日		<p>○お客様から問合せがあり、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書を受付したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	その他

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
39	国民年金任意加入申 出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2010年 9月16日	2017年 6月28日	○お客様から問合せがあり、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金特例高齢任意加入申出書及び国民年金後納保険料納付申込書を受付したため、保険料の過徴収及び年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、任意加入申出書等を受付する際は受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	945,554	
40			香川	高松西	1969年 10月1日	2017年 8月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間として年金を決定していたため、年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	107,199	
41			福岡	東福岡	2017年 6月20日	2018年 7月17日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、誤った資格喪失予定年月日で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	195,510	
42			入力誤り	神奈川	事務センター	2017年 11月20日	2018年 5月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,970
43			説明誤り	新潟	新潟東	2018年 3月30日	2018年 9月11日	○お客様から問合せがあり、市町村において、本人が希望していたにもかかわらず、お客様の意思確認の不足により、任意加入の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、年金相談時の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
44	国民年金資格記録の 誤り	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2017年 3月2日	2017年 9月29日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤って一部免除期間を法定免除期間と訂正したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	誤還付	20,370	
45			群馬	太田	1994年 3月26日	2017年 6月6日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、誤った資格取得年月日で処理を行っていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	11,100	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	1990年 1月20日	2017年 2月2日	<p>○遺族年金請求時の記録確認により、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者該当届を受付したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、届書受付時の記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	誤還付	8,100
47			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 5月29日	2018年 8月1日	<p>○年金事務所から連絡があり、健康保険の扶養が認定されなかったため、本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者該当届を処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、届書処理時の記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	65,360

## 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
48	国民年金付加保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2016年 5月20日	2017年 12月4日	○担当部署で確認したところ、国民年金付加保険料の納付申出をしていない期間として納付された付加保険料について納付申出期間の確認が不足し、還付の処理を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の付加保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付申出をしていない期間に納付された付加保険料について申出期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	4,710
49		説明誤り	埼玉	大宮	2018年 1月15日	2018年 2月16日	○お客様から問合せがあり、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の提出の案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	400
50	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2016年 3月10日	2018年 2月21日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、年金額が増額しないにもかかわらず、国民年金保険料追納申込書を受理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納申出時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	894,940
51			東京	府中	2018年 3月28日	2018年 6月4日		1名	過徴収	15,510
52			大阪	天満	2018年 5月31日	2018年 6月1日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認が不足し、申込み期限が経過した追納勧奨状を送付したため、追納の申込みが行えず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,170
53			埼玉	大宮	2018年 3月22日	2018年 4月2日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料追納申込書を受理した際の確認が不足し、誤ったスケジュールで回送を行ったため、追納可能期限内に納付書の発行が行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、申込書受理時の処理スケジュールの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	278,700
54			岡山	岡山西	2018年 3月22日	2018年 5月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を受理する際の確認が不足し、追納納付書の作成が遅れたため、追納加算金が加算された納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、申込書処理時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
55		説明誤り	京都	中京	2013年 10月頃	2018年 7月9日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当の確認不足により、本人が希望していたにもかかわらず、追納の案内を漏らしたため、保険料の追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金相談時の意思確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	677,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
56	国民年金保険料追納 申込書の誤り	説明誤り	群馬	高崎	2018年 3月29日	2018年 4月6日	○お客様から問い合わせがあり、窓口相談時に国民年金保険料追納申込書の提出案内が漏れたため、保険料の追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
57	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2017年 8月9日	2018年 4月27日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受理する際の確認が不足し、お客様が希望していない免除区分で処理を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、申請書受理時の意思確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	61,810
58			大阪	枚方	2017年 11月27日	2018年 3月23日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の確認不足により、誤った申請年度で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	37,098
59			新潟	事務センター	2018年 3月19日	2018年 5月17日	○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書における所得情報照会の回答を行う際の確認が不足し、誤った所得情報で回答を行ったため、正しい免除の決定が行われず、保険料が未徴収及び過徴収となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料については納付書を送付し、過徴収の保険料については還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、照会回答を行う際の内容確認を徹底するよう依頼しました。	54名	その他	1,548,730
60			長崎	佐世保	2008年 10月1日	2018年 3月26日	○お客様から問合せがあり、市町村において、年金相談時に国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出の案内が漏れたため、免除の申請が行われず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	194,370
61			説明誤り	愛知	名古屋西	2017年 4月7日	2018年 5月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関提出用を誤って本人へ返却したため処理が行われず、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の受理時において書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収
62	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	東京	立川	2018年 2月27日	2018年 5月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替について緊急停止後の処理手順を誤ったため、口座振替が再開されず、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、口座振替との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替緊急停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	150
63			青森	青森	2018年 5月14日	2018年 6月1日				

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
64	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2018年 2月20日	2018年 6月22日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	193,700
65			神奈川県	事務センター	2018年 3月6日	2018年 5月29日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未徴収	377,350
66		説明誤り	兵庫県	尼崎	2018年 4月20日	2018年 5月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料について口座振替されるにもかかわらず、口座振替されないと案内し口座振替停止の処理を行わなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、口座振替についての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	377,350
67	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京都	目黒	2018年 4月2日	2018年 5月21日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納を希望していたにもかかわらず前納納付書の作成を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,580
68			大阪府	大阪広域 事務センター	2018年 3月12日	2018年 5月15日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届の処理を行う際の確認が不足し、前納を希望していたにもかかわらず前納納付書の作成を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	176,840
69			青森県	青森	2018年 4月16日	2018年 5月9日	○担当部署で確認したところ、納付書発行時の確認不足により、付加保険料について前納希望していたにもかかわらず前納納付書の作成を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,140
70	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	静岡県	静岡	2018年 8月8日	2018年 8月8日	○お客様から問合せがあり、戸別訪問時の住所の確認不足により、別人宅に不在通知書を投函していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って投函した不在通知書を回収しました。 ●担当部署において、戸別訪問時の住所確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	千葉	千葉	2018年 1月23日	2018年 2月6日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を発送する際に、他のお客様の被保険者記録照会が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者記録照会を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
72			埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 8月27日	2018年 8月30日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を発送する際に、他のお客様の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の控えが混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料免除・納付猶予申請書の控えを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
73	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	山形	鶴岡	2018年 7月30日	2018年 9月10日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
74		未処理・処理遅延	東京	世田谷	2005年 8月29日	2011年 7月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。年金を受け取っている方については、併せて年金額の訂正を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	176名	未払い	2,869,297
75			東京	江東	2006年 6月21日	2011年 8月15日		51名	未払い	153,282
76			神奈川	川崎	2008年 7月31日	2013年 1月8日		7名	未払い	248,040
77			東京	渋谷	2011年 6月9日	2013年 11月28日		15名	未払い	21,984

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年11月9日	2018年6月12日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	537,640
79			愛媛	松山西	2018年4月11日	2018年9月13日	○お客様から問合せがあり、65歳到達後に老齢年金請求を行っているため、特別支給の老齢厚生年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定すべきところ、事務処理手順を誤ったことから、特別支給の老齢厚生年金のみ決定し、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金決定の際の処理手順を再確認しました。	1名	未払い	377,592
80			佐賀	唐津	1996年12月6日	2017年6月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	797,683
81			愛知	熱田	1973年5月頃	2015年9月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理において、受給権発生後の被保険者期間の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	49,673
82			説明誤り	三重	伊勢	2012年6月15日	2017年3月30日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
83		神奈川		港北	2008年10月27日	2013年10月16日	○他の年金事務所から連絡があり、過去の年金相談の際に年金記録の確認が不足したことから、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の年金記録及び受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,047,492
84		静岡		三島	2018年2月8日	2018年2月23日	○年金相談時の記録確認により、委託社会保険労務士が、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていない方に対し、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
85	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	鹿児島	加治木	2018年 5月1日	2018年 8月15日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が、雇用保険の基本手当を受給する場合は65歳到達月まで年金が支給停止になるにもかかわらず、支給停止となる月の確認を誤り65歳到達月は支給停止されないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
86	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	宮崎	都城	1996年 6月27日	2018年 1月4日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	275,032
87			鹿児島	加治木	1995年 4月24日	2018年 4月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金及び遺族年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	32,044
88	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	吹田	1997年 4月21日	2017年 7月21日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,122,459
89			沖縄	名護	2003年 2月13日	2017年 7月11日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	402,804
90			山口	下関	2007年 11月21日	2017年 8月21日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,273
91			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月8日	2018年 9月4日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含め老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、老齢厚生年金を取消しました。なお、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
92	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	1989年 6月15日	2017年 6月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	301,668
93	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1988年 11月10日	2017年 9月14日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	192,048
94			静岡	三島	2012年 5月28日	2018年 9月11日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	93,610
95			香川	高松広域 事務センター	2017年 6月5日	2018年 1月29日	○機構本部から連絡があり、3号不整合期間を有している方の老齢基礎年金について、不整合期間の訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、事務処理手順を誤り、訂正前の年金額にて年金をお支払いしていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	146,986
96			愛媛	宇和島	2015年 12月3日	2018年 1月31日	○担当部署において確認したところ、3号不整合期間を有している方の老齢基礎年金について、不整合期間の訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、事務処理手順を誤り、訂正前の年金額にて年金をお支払いしていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	79,220
97			広島	広島広域 事務センター	2017年 8月17日	2018年 6月14日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	93,540
98	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1997年 12月31日	2017年 6月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	940,978
99			宮崎	都城	1991年 10月9日	2018年 5月30日		1名	過払い	970,844

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)			
100	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年10月12日	2018年6月27日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	63,123			
101			大阪	大阪広域事務センター	2017年11月9日	2018年3月5日		1名	過払い	394,303			
102	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2018年3月2日	2018年6月13日	○お客様から問合せがあり、繰下げ請求の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、請求書処理時の確認不足からお客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	235,924			
103			埼玉	熊谷	2017年11月13日	2018年1月17日		1名	過払い	3,127,281			
104			神奈川	川崎	2017年8月17日	2017年9月21日		1名	過払い	12,582			
105			鹿児島	鹿児島北	2018年2月2日	2018年6月13日		1名	過払い	389,670			
106			大阪	枚方	2017年9月30日	2018年4月17日		1名	未払い	355,628			
107			鹿児島	川内	2018年5月24日	2018年7月17日		1名	なし	0			
108			説明誤り	説明誤り	東京	杉並		2012年5月23日	2017年7月10日	○機構本部から連絡があり、繰下げ制度の確認不足から、遺族厚生年金の受給権があっても請求しなければ、老齢年金の繰下げ請求ができると誤って説明していたため、遺族厚生年金の請求が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の繰下げ制度について再確認しました。	1名	未払い	318,876

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
109	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2017年 1月3日	2017年 12月20日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、年金額が有利となる短期要件で決定すべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	682,593
110			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 7月26日	2018年 8月9日	○お客様から問合せがあり、生計維持関係の確認不足から、本来、生計維持関係がないため遺族年金は不支給となるにもかかわらず、誤って遺族年金を決定し年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収し、不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、年金決定時には登録内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
111	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2018年 5月21日	2018年 8月17日	○年金相談センターから連絡があり、障害年金請求書の受付日の確認を誤ったため、事実と異なる日付を受給権発生日として障害年金を決定していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,639
112			東京	東京広域 事務センター	2018年 8月頃	2018年 10月15日	○市町村から連絡があり、所得状況届連名簿の記載内容の確認不足から、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未提出者として処理したため年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	46名	未払い	6,492,660
113			神奈川	事務センター	2018年 8月13日	2018年 10月15日	○お客様から問合せがあり、所得状況届が提出済みであり、所得の確認ができていないにもかかわらず、所得状況の確認不足から、所得が未申告で確認できないものとして処理したため年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	162,354
114			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 9月頃	2018年 10月17日	○担当部署において確認したところ、所得状況届連名簿の記載内容の確認不足から、所得状況届が提出済みにもかかわらず、未提出者として処理したため年金が未払いとなっていることや、所得審査を誤り処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	16名	その他	2,325,074
115			本部	障害年金 センター	2018年 6月7日	2018年 7月20日	○年金事務所から連絡があり、障害状態の確認不足から、2つの障害の併合認定により障害等級を1級に改定すべきところ、2級として障害年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、事象を周知し、障害認定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	360,423
116			東京	東京広域 事務センター	2018年 8月頃	2018年 10月22日	○担当部署において確認したところ、所得状況の確認不足から、所得審査を誤り障害基礎年金の支給を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	6名	過払い	4,590,518

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
117	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	富山	砺波	2018年 4月10日	2018年 5月9日	○お客様から問合せがあり、障害状態の確認不足から、障害状態確認届の審査結果の確認を誤ったため、本来障害年金が支給停止となる方に対し、障害年金が継続して支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様から問合せがあった際の回答内容についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
118			新潟	新潟東	2017年 9月13日	2018年 4月9日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
119			神奈川	藤沢	2018年 5月17日	2018年 9月5日	○年金相談時の記録確認により、前回の年金相談の際に、委託社会保険労務士が納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
120	加給年金の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷西	1987年 11月26日	2017年 10月23日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	203,467
121			静岡	掛川	1997年 2月20日	2016年 10月31日		1名	未払い	21,608
122			千葉	千葉	1998年 4月2日	2017年 8月31日		1名	未払い	94,167
123			島根	松江	2015年 8月24日	2018年 7月6日		○お客様から問合せがあり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより加給年金額の加算を誤ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い
124	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2013年 4月18日	2015年 9月30日	○事務センターから連絡があり、旧厚生年金保険法の老齢年金を決定するため先に受給権が発生していた通算老齢年金の再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者記録の一部を誤り年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,233
125	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	1985年 5月頃	2018年 4月25日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額を確認を誤り登録を行ったため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	30,275

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
126	在職支給停止の誤り	入力誤り	滋賀	事務センター	2017年 8月25日	2018年 9月5日	<p>○お客様から問合せがあり、議員に係る老齢厚生年金在職支給停止届の処理にあたり、入力項目の確認を誤り賞与額の入力を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	2名	未払い	77,000
127	年金選択の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 4月26日	2018年 6月21日	<p>○機構本部から連絡があり、お客様の申出内容の確認不足から、申出内容と相違する年金選択処理を行っていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	21,999
128			奈良	桜井	2017年 5月15日	2018年 4月13日	<p>○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が健康保険の傷病手当金の受給状況の確認不足から、傷病手当金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したため、お客様のご希望とは異なる年金選択となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	なし	0
129			神奈川	事務センター	2017年 12月21日	2018年 3月28日	<p>○年金相談センターから連絡があり、お客様の申出内容の確認不足から、申出内容と相違する年金の選択処理を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、お客様の意向を確認したところ年金選択の訂正をご希望されませんでした。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
130		説明誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 6月22日	2018年 8月15日	<p>○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、年金受給選択申出書を届出いただく必要があるにもかかわらず、届出が必要であることを説明しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。申出書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	181,362
131	未支給年金の誤り	説明誤り	大阪	玉出	2018年 7月23日	2018年 8月16日	<p>○お客様から問合せがあり、年金の支払状況の確認不足から、委託社会保険労務士が未支給年金請求者へ死亡に伴い年金の支払いが保留となっているにもかかわらず、お亡くなりになった受給権者の口座に年金が振り込まれると誤って説明していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	なし	0
132	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2018年 6月15日	2018年 8月15日	<p>○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に請求書の記載内容の確認不足から、氏名フリガナを誤り登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	462,474

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
133	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	入力誤り	兵庫	事務センター	2018年 6月4日	2018年 8月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	325,393
134			京都	事務センター	2014年 10月26日	2018年 9月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から金融機関コードの入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	129,999
135			神奈川	事務センター	2018年 4月11日	2018年 8月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から金融機関の支店コードの入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	116,613
136			岡山	岡山広域 事務センター	2018年 9月6日	2018年 10月15日	○お客様から問合せがあり、通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書の処理時に、入力項目の確認不足から年金振込先金融機関の変更の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、届書の入力を行う際は、入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
137			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 7月6日	2018年 9月7日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	152,892
138			大阪	大阪広域 事務センター	2018年 7月8日	2018年 8月23日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に、入力項目の確認不足から金融機関の支店コードの入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	71,015
139	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	福島	白河	1997年 5月26日	2018年 8月20日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	271,655
140			東京	八王子	1997年 12月9日	2018年 8月9日		1名	過払い	81,762

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
141	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	静岡	沼津	2009年 7月28日	2017年 5月23日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	111,464
142	脱退手当金の誤り	記録訂正誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2012年 1月頃	2018年 3月5日	○年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金の支給済期間であるにもかかわらず、脱退手当金の支給済期間であることの登録が行われていない状態で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、脱退手当金を支給した場合は支給済期間であることの登録を徹底するよう周知しました。	9名	過払い	1,890,382
143	死亡一時金の誤り	説明誤り	愛知	名古屋北	2018年 8月22日	2018年 9月18日	○事務センターから連絡があり、遺族年金の受給要件の確認不足から、遺族基礎年金を受給できる方がいるため、死亡一時金の支給がないにもかかわらず、誤って死亡一時金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支給要件を再確認しました。	1名	なし	0
144			茨城	水戸南	2017年 7月頃	2018年 4月18日	○お客様から問合せがあり、寡婦年金と死亡一時金の支給要件の確認不足から、市町村が寡婦年金と死亡一時金を同時に請求できると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市町村に対し、寡婦年金と死亡一時金の支給要件の再確認を依頼しました。	1名	なし	0
145	特別障害給付金の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2014年 11月17日	2018年 7月25日	○担当部署において確認したところ、入力項目の確認不足から、特別障害給付金決定時に障害認定結果の入力を誤っていたため、現況届等の送付が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。現況届等を提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
146	年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2018年 6月15日	2018年 7月20日	○内部点検により、年金の支払い作業時に補正処理が必要にもかかわらず、委託業者が作業内容の確認不足から補正不要として扱ったため、補正処理が行われず年金の支払いが停止となり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。補正処理を行い、お客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、補正処理が必要な事例を再確認するよう指導しました。	1名	未払い	538,575
147	時効特例給付の誤り	説明誤り	富山	砺波	2016年 8月30日	2017年 8月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年金記録の確認不足から、時効特例給付の支給が行われないにもかかわらず、誤って支給されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、時効特例給付の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0
148	振替加算の説明誤り	説明誤り	福岡	八幡	2017年 9月15日	2017年 11月13日	○機構本部から連絡があり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明し老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
149	振替加算の説明誤り	説明誤り	大阪	枚方	2018年 1月31日	2018年 5月8日	○事務センターから連絡があり、年金相談センターにおいて、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならない方に対し、誤って加算されると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、振替加算の要件について再確認しました。	1名	なし	0
150	年金見込額の誤り	説明誤り	兵庫	西宮	2018年 3月26日	2018年 6月22日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談時に年金記録の確認不足により、誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
151	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2018年 10月2日	2018年 10月3日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者期間の月数の確認を誤り、加給年金の要件を満たさない方に対し、加給年金の勸奨状を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加給年金の勸奨状を送付する際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	6名	なし	0
152			本部	障害年金センター	2018年 4月9日	2018年 7月13日	○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
153	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	鹿児島	鹿屋	2018年 1月22日	2018年 9月4日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、特別障害給付金の返納金についての書類を誤って処理済として保管したため、特別障害給付金の過払い分を返納していただくための納入告知書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
154			大阪	玉出	2018年 8月16日	2018年 9月13日	○お客様から問合せがあり、受付時の確認不足から、委託社会保険労務士が一度受付した年金記録照会申出書を誤ってお客様にお返ししていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤ってお返しした申出書を再度提出いただきました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
155			群馬	太田	2018年 6月7日	2018年 7月23日	○担当部署において確認したところ、受付時の確認不足から、65歳到達時に提出いただく年金請求書を機構本部へ送付していなかったため、処理が行われず年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を処理しお客様に年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付後の書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	81,549
156			青森	青森	2018年 3月6日	2018年 4月6日	○担当部署において確認したところ、受付時の確認不足から、窓口で受付した年金受給権者受取機関変更届等が担当部署へ回付されていなかったため、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	5名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
157	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	福岡	八幡	2011年 11月28日	2017年 10月4日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理が不足し、年金請求書を未処理のまま保管していたため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,467,670
158			埼玉	熊谷	2018年 2月19日	2018年 7月26日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理が不足し、年金受給中のお客様から提出いただいた国民年金第3号被保険者該当届書を未処理のまま保管したため、処理が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,066
159	受理後の書類管理 誤り		岩手	花巻	2018年 5月18日	2018年 6月28日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、源泉徴収票交付申請書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、源泉徴収票を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
160			山梨	竜王	2018年 4月頃	2018年 5月11日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金受給権者住所変更届が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者住所変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
161			埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 7月26日	2018年 7月26日	○担当部署において確認したところ、書類の管理不足から、年金事務所が事務センターへ送付した年金受給権者受取機関変更届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金受給権者受取機関変更届を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
162			熊本	熊本西	2018年 5月18日	2018年 5月18日	○委託社会保険労務士から報告があり、書類の管理不足から、委託社会保険労務士が出張相談時に使用した被保険者記録回答票が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

### システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	遺族厚生年金の支給停止額誤り	2007年4月1日	2018年5月11日	<p>○老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給者においては、老齢厚生年金の年金額を先充て停止額として、遺族厚生年金の支払額が決定されるが、老齢厚生年金の期間が全て厚生年金基金加入期間であり、機構から支払われる老齢厚生年金の年金額が0円となる場合、先充て停止額の計算が正しく行われず、遺族厚生年金の支払額が誤って計算されていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いをし、過払いとなった年金については返納の処理を行います。</p> <p>●遺族年金の先充て処理の仕様について、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	122名	その他	12,269,480円

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)                      ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。                      ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p>
12	国民年金任意加入者の受給権発生日月の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。                      ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。                      ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生日月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日月の誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。                      ○この場合、システム的に受給権発生日月の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生日月日を設定して年金を決定する必要がある。                      ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生日月日とし、年金の未払いを生じていた。</p>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。                      ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。                      ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。                      ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>